

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

財産管理で困った方をどう支援する？ 第1回 「異業種との連携」

知っ得
特別授業

弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔



こんにちは。弁護士法人カントの弁護士塚谷翔と申します。この度縁あって、執筆の機会をいただきましたので、皆さんにとって少しでも有益な情報をお伝えしていければ、と考えております。今後ともお付き合いください。

僕は福祉職の方と一緒に仕事をすることが多く、中には虐待ケースもあれば、離婚相続のようないわゆる家事事件、さらには成年後見制度を含む財産管理業務等、アドバイスや代理人活動をしています。

その中でも、大半の相談は、協力をしてくれる親族がおらず孤立してしまった認知症の高齢者の方の財産管理の相談です。

みなさんも、「困った、あるいは今まさに困っているケース」があるのではないのでしょうか。

その際、やはり制度として利用することが多くなるのが、『成年後見制度』です。

『成年後見制度』の具体的概要を説明するとなると、数頁分のスペースが必要であり、皆さんもある程度はご存知かと思しますので、ひと言で表現すると、「本人の判断能力の程度に応じて、後見人・保佐人・補助人のいずれかを家庭裁判所に選任してもらい、その後見人等が、本人に代わって本人の財産の管理やその他身上監護を行う」、ということになります(程度の重い順に、後見人・保佐人・補助人です。)

『成年後見制度』を利用するには、家庭裁判所に対して、申立をする必要がありますが、誰が申立をするのか、申立の際にどのような書類が必要になるのか(診断書の他に、戸籍や財産関係の資料等、多くの書類を収集しなければなりません。)、申立にどのくらいの費用がかかるのか、どのような点に注意をすべきか等、専門的な知識が必要になります。

そこで、弁護士のような法律の専門家が、申立人の代理人として活動することが求められます。

福祉職の方と一緒に働く際にいつも思うこととして、高齢者の支援をする上では、異業種との連携というのが非常に重要であるということがあります(自分がすべきことをした上で、頼るべきところは頼るという役割分担の発想です。)

高齢者支援で弁護士が果たせる役割というのは実はものすごく狭いものです。『成年後見制度』利用に関して言うと、家庭裁判所に申し立てを行うという部分については、まさに法の専門家である弁護士に繋いで頂きたいところであり、同制度の利用が必要と思われる高齢者の方に、できるだけ早い段階で弁護士と相談をする機会を作っていただく必要があります。

勿論、ケアマネージャーとして『成年後見制度』の概要を十分に理解することはとても有益であり必要なことではありますが、それ以上に、この制度の利用については弁護士に繋ぐ必要があるという発想を持っていただくことが、高齢者の方の権利擁護に資することになると考えて頂きたいです。

他方で、弁護士として、『成年後見制度』の手続きを進める上で、ケアマネージャーにはとても多くの役割を期待しており、実際のところ、ものすごく助けられているのが現状です。

そこで、今回は、弁護士が期待するケアマネージャーの役割を、具体例を交えながらお話させていただければと思います。

塚谷 翔(つかや しょう) 札幌生まれ、幼少期にはインドネシア、中学生時代にはロンドン、大学生時代には京都と、様々な文化に触れる機会がありました。

2012年弁護士登録。主な所属団体・役職 札幌市障がい者虐待防止ネットワーク会議会長(2016.3)、道央知的障がい者福祉施設協会オンブズマン(2016.4)、札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 副委員長(2017.4)

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

財産管理で困った方をどう支援する？ 第2回 「成年後見制度」

知っ得
特別授業

弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔



2回目の執筆テーマは、『成年後見制度』の手続を進める上で、弁護士がケアマネさんに期待をする役割についてです。僕を含む多くの弁護士は、認知症等により金銭管理や身上監護に不安を抱えている方について、『成年後見制度』を利用する際の代理活動を行っております。たとえば、在宅の高齢者が金銭管理できず、施設に入所する必要性が生じたという相談が持ちかけられた場合、まず僕がすることは、ご本人の情報を収集し、本人と面会をします。情報はケアマネさん等から収集することになり、まずそこでご助力いただくこととなります。

経験上、最初にどのくらいの情報を集められるかによって、その後の手続きのスピートやトラブル回避の確度に大きな影響が出ますので、必要十分な情報をいただいた場合には、そんなにうれしいことはありません(ご協力いただいている皆さま、いつもありがとうございます)。

また、当然個人情報の提供になりますので、本人への説明・説得、同意を得るという役割を果たしてもらう必要があります。

さて、次に本人との面会ですが、当然、突然現れる弁護士に一步引かない方はいないと思いますので、ケアマネさん同席の下で、できる限り和やかな雰囲気です。初回面会を進めなければなりません。

この点は、ケアマネさんにそのような雰囲気作りを期待しつつも、他方で弁護士側にも、「親しみを持てて気軽に話せる弁護士」を演じるよう努力が必要だと痛感しています。

弁護士と本人との面会が終わった後、手続きを進められそうなら、弁護士は実際に制度の申立人から依頼を受けて代理人にならなければなりませんので(後見・保佐・補助3つのタイプのいずれも、本人自ら申立人になる場合と、本人以外の親族等が申立人になる場合の2パターンあり)、申立人になる方と契約を締結する必要があります。

当然お金が発生しますので、ケアマネさんには、

例えば親族で申立人になる方がいる場合にはその方への橋渡し、本人に費用負担の話をする際の同席等、個別ケースごとにいろいろな役割をお願いすることが多いです。

そして、契約締結に至れば、後は弁護士の方で、申立のための書類の収集・作成を進めることになります。この時に、とても重要な役割として、医師の診断書の取得、というのがあります。『成年後見制度』を利用する上である意味最も重要なのが、医師による診断書になります。もし、主治医がおらず一から診察・検査をする必要がある場合には、主治医探しからケアマネさんにやっていただくことがあり、そのようなときには大変心強いです。

その他にもケアマネさんは、ある程度財産状況を把握していたり、通帳や年金通知書の在りか等、裁判所に提出する必要がある書類を把握されているケースもあることから、そのような場合には、大車輪の活躍を果たして頂くこととなります。

そのようにして、申立書類を整えて、家庭裁判所に提出後、裁判所の職員との面談があります。その際、僕はほぼ全てのケースで、ケアマネさんにも同席していただくようにしています。その理由は、本人がスムーズに回答できないことが多く、その場合のフォローと、本人が安心できる環境を作るためです。ここは、あくまでピンポイントでの関わりであり短期的関係の弁護士と、継続的な関わりあいであるケアマネさんでは、圧倒的に情報量・信頼関係に差があるため、面接をスムーズに進め、引いては申立てをスムーズに行う上では、極めて有益であると考えています。

以上、『成年後見制度』を利用する際の、場面場面でケアマネさんに期待する役割をあげてみました。弁護士に依頼をすれば後は全てやってくれるものと思っていたと落胆される方もいらっしゃると思いますが、弁護士なんて所詮はこんなものです笑。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

財産管理で困った方をどう支援する？ 第3回

「弁護士後見人との関係性」

知っ得
特別授業

弁護士法人カント

弁護士 塚谷 翔



3回目のテーマは、弁護士の成年後見人が付いた場合の、後見人とケアマネさんとの関係性についてです。

前2回については、『成年後見制度』を利用しようということで、申立てをする際の手続きについてでしたが、今回は、その申立の結果、弁護士の後見人が付いた場合の話となります。

まず、どのようなケースで、弁護士が後見人として選任されるかという点ですが、一般的には、①申立の段階で、候補者として弁護士を立てた場合、②親族間紛争があるようなケース、③管理財産が多額であるケース、④法的な手続き(債務整理や遺産相続等)が必要となるケース等とされています。

ただ、これは現時点のことであり、今後、選任も含めて、後見人の在り方が大きく変わっていく可能性がありますので、今後発信される情報には敏感にアンテナを張る様にして下さい。

次に、本稿メインテーマである弁護士後見人とケアマネさんとでどのような関係性を構築すべきかという点です。

必要なことは、高齢者本人に後見人が付いた場合、関係者全員が参加した形で話し合う機会を設けることです。

弁護士後見人がついたとしても、本人の支援全てを後見人が行うということではなく、むしろ後見人が行う業務は財産管理や身上監護(ここで言う身上監護とは、法律行為のことであり、事実行為、すなわち直接的な介護行為等は当然含まれません。)に限られており、いかに役割分担をするかという点が極めて重要になります。

金銭管理については後見人が全て行うという点は良いとして、身上監護というのはそもそも非常に曖昧な概念であり、また弁護士によってもスタンスの違いが出るところですので、この点を最初の段階で明確にさせておき、役割分担をしておくことはとても有効です。

そのための話し合いは、本来的には、選任された弁護士後見人から積極的に持ちかけるべきなのかもしれませんが、高齢者本人との関わりという意味では新参者である弁護士後見人は状況を理解できていないことが多いため、既に本人と関係性ができており、状況を客観視できるケアマネさんや包括職員等主導で実施していただけるとスムーズに進むと思います。

ケアマネさんとしても、本人に弁護士後見人が付いたことで、日常業務を行う上で楽になる部分が多々出てくると思いますので、気軽に相談できる体制を序盤で構築しておくことが重要です。

弁護士後見人が付いた段階で関係者会議を開くことの意義は、前記のような役割分担をするという点、気軽に相談できる体制が構築できるという点に加えて、本人の支援をする上で課題であった点が解決できるようになるかもしれないという点があります。

具体的に、お金がなく生活に困窮していた場合に、後見人が財産調査をした結果新たな財産が発覚し生活が安定したり、毎月の支払が大変で滞納状況であったところ自己破産できることが判明し滞納が解消した等、やはり弁護士という法律の専門家が後見人であることで解消できる問題点は多々あるため、できるだけ早期に状況共有をして、課題を確認し、アドバイスを求めていただく必要があります。そして、支援者側が気が付いていなかった課題(潜在的な課題)の発見にも繋がり得る可能性があります。

このように、可能な限り早い段階で、就任した弁護士後見人とケアマネさんが話し合いを行い、役割分担や問題点の共有を行うということが非常に重要だと感じています。

現在、本人に後見人が付いているケースがあり、十分に話し合いができていない場合には、一度関係者で集まる機会を設けることをお勧め致します。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 知っ得
特別授業財産管理で困った方をどう支援する？ 第4回
「成年後見制度以外の選択肢は」弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔

本連載も、今回で4回目となります。今回は、成年後見制度を離れて、それ以外の形での高齢者の支援はあるのか？という点を説明してみようと思います。

そもそも、成年後見制度は、認知症等で判断能力が減退している方にしか使えない制度ですので、高齢でも判断能力がしっかりしている方については、後見はもちろんのこと、保佐や補助にも該当しないことがあります。

また、後見制度は、本人のできることを制限ないし奪うという側面や、レッテルをはってしまうという側面がありますので、その観点からケースによっては利用すべきではないということもあります。

そのように後見制度を使えないケースでも、例えば体が不自由でお金の引き下ろしや支払いが困難な場合や、日常生活に不安を抱えており相談に乗ってほしい場合等、どのような選択肢があるのでしょうか（任意後見契約というものがありますが、これは将来認知症等で判断能力が減退した際に後見人をつけてもらうことを、判断能力がある段階で契約しておくというもの、すなわち将来に備える契約ですので、ここでは省略します）。

まず、単純にお金の管理だけをしてほしいということであれば、弁護士等の専門家と「財産管理契約」を締結することで事足ります。契約内容は、契約自由の範囲内で自由に決められますが、多くの場合、通帳や印鑑、キャッシュカード等を専門家に預けて、専門家がお金の出し入れを行い適切に本人にお金を渡したり支払いを行うということになります。その際の専門家への報酬は、契約内容次第であり、通常は本人の財産に応じて負担なく決められます。

それに合わせて、例えば毎月数回自宅に来てもらい、困りごとを相談したり、安否確認をしてもらったり、ケアマネージャーと話をしてもらったり、いわゆる後見制度でいうところの身上監護をもらい

たいということであれば、それも契約内容に盛り込むこともできます。

その他、財産管理契約と併せて、自身が亡くなった後の葬儀等に備えて死後事務を契約しておくということもあります。

このように、成年後見制度が使えない（使うべきではない）ケースでは、本人と専門家の契約によって同じような効果をもたらすことができ、契約ですので、本人のニーズに合わせて柔軟に内容を決めることができます。後見制度だと、法が殆どの部分を決めていますので硬直的になりがちですが、契約だと、過不足なく内容を取り決めることができます。

ただ、契約である以上は、いつでもやめられます。例えば本人が契約の途中で認知症等に罹患し短期記憶力が低下してしまい「そんなことを契約した覚えはない」「今すぐ通帳を返せ!」と言えば、基本的には契約は終了せざるを得ません。したがって、物忘れが増えてきている方や、認知症が進みそうな方については、財産管理契約をする際にはとても慎重に判断をする必要があります。

以上のように、成年後見制度を利用せずとも本人の財産管理や身上監護をある程度行うための手立てはあります。是非皆さんに知っていただきたいのは、後見制度というのは非常に強い効果があり、一歩間違えると本人の権利侵害をもたらしかねないということです。例えば、何らかの原因で本人の判断能力について本来の能力よりも減退している形で診断書が作成され、そのまま後見の審判が下された場合には、本人には自ら判断する能力があるにもかかわらず、その権利をはく奪することになってしまうということは十分に想定されます。

本人の財産管理等の方法として、財産管理契約という手段があるということも是非念頭に置きながら、日々の業務を行っていただければと思います。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

知っ得
特別授業

財産管理で困った方をどう支援する？ 第5回
「法律と医学をつなぐもの -本人情報シートの活用-」

弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔



成年後見制度は、今後大きな変革を迎えることとなります。平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」と言います。)を閣議決定し、さらに現在、全区市町村に中核機関という新たな機関を設置し、成年後見制度についての司令塔的な機能を与えるべく動き出しております。中核機関についてはここでは触れませんが、基本計画の中で、診断書の在り方について検討をし、本人の状況について診断書を作成する医師に的確に伝えるための検討を加えることとされており、かかる検討の結果、診断書の改定と新たな書式である「本人情報シート」の作成がなされ、既に運用が開始されております。書式の詳しい内容は、札幌家庭裁判所のHP内にある書式ページで確認できますので、是非実際の書式を確認してみてください。
(http://www.courts.go.jp/sapporo/saiban/tetuzuki_kasai/kasai/index.html)

「本人情報シート」というのは何かと言いますと、本人の具体的な生活状況等について、診断書を作成する医師が十分に理解をしたうえでの的確な診断書を作成するための情報を記載したものであり、作成者として想定されているのは、ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方であり、まさにケアマネジャーが主要な作成者として期待されています。また、かかる「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に渡すこととなりますが、後見等の申し立ての際の必要書類として家庭裁判所に提出することも期待されておりますので、裁判官が後見人等を選任する際の判断にも影響を与えることとなります。

医師は医学の専門家であるところ、成年後見制度は、民法を根拠とした制度であり、いわば法的な制度であると言え、このギャップが、医師に難しい判断を求めることになっていました(実際に今まで見てきた診断書でも、周囲の関係者らの見立てでは保佐で十分であるような方でも、後見相当と記載された

診断書や、明らかに認知症テストの結果的には後見相当であるにもかかわらず保佐相当と記載された診断書等がありました。)

今回作成された「本人情報シート」というのは、かかる法律と医学のギャップを埋めるものとして大きく期待されるものです。とりわけ、後見人をつけるため初めて診察をしていただく医師が診断書を作成するようなケースでは、不可欠な情報となりますし、記載される内容について具体的かつ詳細であればあるほど、医師や裁判所の判断にとって有益です。具体的には、本人に後見人、保佐人若しくは補助人をつけるべく申し立てをすとなった際に、まずは本人を担当するケアマネジャーが、「本人情報シート」を作成することになります(書式は前述の家裁HPからダウンロード可)。その際、ぜひ自由記載欄に詳細な本人情報を記載していただきたいです。具体的なエピソード等があると、医師(及び裁判所)が本人の特徴を掴むうえでは非常に有益です。

完成しましたら、これを、成年後見制度用の診断書を作成する医師に、診断書を渡す際に一緒に渡すこととなります。医師によっては成年後見制度用の診断書を自らダウンロードして所持しているケースもありますが、こちらから渡してあげるとスムーズかと思われ(診断書も家裁HPよりダウンロード可)。

なお、申立時には「本人情報シート」も裁判所に提出することとなりますが、原本自体は医師に渡してしまうため、その後医師から返却を受けられない場合も念のため想定して、渡す前に写しを取っておくといいです。診断書が完成しましたら、それと「本人情報シート」(原本若しくは写し)を、実際に申し立てをする方(本人・親族・弁護士などの代理人等)に渡すという流れになります。実際、すでにこの「本人情報シート」を利用した制度申し立てを進めています。このおかげなのか、医師の診断書の内容が非常に明確になっている印象があります。是非、ケアマネさんにはこのシートへの記載を手厚く行っていただきたいと思っております。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 知っ得
特別授業財産管理で困った方をどう支援する？ 第6回
「弁護士との連携について」弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔

全6回ということで続けてきました本連載ですが、いよいよ今回が最終稿となります。

今回は、成年後見制度利用等に関するケアマネージャーさんと弁護士の連携について、僕の個人的なスタンスも含めてお話ができればと思っております。

成年後見制度の利用が必要となるケースは、緊急性が高いことが多くあります。自宅で生活し認知症に罹患している高齢者で光熱費や家賃を滞納しているケースや、無駄に通販や商品購入をしているケース、自宅生活が難しくなり施設入所を進めたいが金銭管理ができないために施設側の受け入れが困難であるケース等は、至急成年後見人を選任し本人支援を進めるべきケースになります。

このような緊急性に最初に気が付くのは、皆さんケアマネージャーさんであるということは非常に多いと思われま

す。とりわけ、金銭トラブル（家賃等の滞納、消費者金融等からの借り入れ、詐欺被害等）については、マンションからの退去を求められたり、ライフラインが止められてしまったり、持ち家であれば自宅が差し押さえられて競売にかけられてしまうなど、高齢者本人の生命身体の危険に直結しかねません。

そのため、皆さんに心がけていただきたいのは、高齢者本人が何か金銭絡みの問題を抱えていないか、支払いを遅滞しているものはないか、注意深く観察をしていただきたいということです。特に自宅訪問時は、支払い督促が自宅に届いていないか、通販等で購入したと思われる明らかに不必要な商品が届いていないか等、情報の宝庫ですのでよくチェックをしていただく必要があります。ただし、当然のことながら、本人に無断で封書を開封することは許されませんので、本人に開けてもらうこと、本人の開封が難しいのであれば本人の許可を得た上で開封すること、もしくは督促状等は開封せずとも外観から判明することもあるので、そのよう

な確認をすることが必要となります。

そのようにして成年後見制度（に限らず法的な手続きをとるべきケースも多々あります）を進めるべき事情が発覚した場合には、できる限り早い段階で専門家につないでいただく必要があります。その際、高齢者本人が弁護士事務所等まで出向くのが難しいという場合には、出張相談という形で対応をしている弁護士事務所も多くありますし、資力要件はありますが、法テラスが行っている出張相談を利用することで本人の金銭負担なく出張相談が実施できることもありますので、ぜひ積極的にご利用ください（法テラスの出張相談を利用するためにはいくつかの要件を満たす必要がありますので、その点は法テラスに直接ご確認いただくか、弁護士経由で確認をしてください。法テラス札幌TEL：0570-078388/050-3383-5555）。

どの段階で弁護士に相談をするべきなのか分からないという悩みがあるかもしれませんが、僕個人の考えとしては、早ければ早い方が良いと考えております。

僕のスタンスは、ご連絡をいただければ、基本的にはどこにでも出向いて本人とお会いをすることにしています。それは、認知症が進行しており、会話が難しいような場合でも同様です。本人の意思が少しでも伝わることもありますし、本人の記憶の片隅に僕の顔が残る可能性もあること、そして何よりも本人の生活状況等の環境を目視できるためです。

お会いをした結果、本人が弁護士介入を拒絶するケースもありますが（むしろ多いです笑）、一度会うことが重要であり、断られてからがスタートだとも思っておりますので、そのようなことを危惧されて弁護士に相談をするのを控えるということがないようにしていただきたいと考えています。

今後も、みなさんと一緒に働きたいと思っておりますので、何かあればぜひご連絡をください。